

書評

横田喜三郎著 書かれた法律と生きた法律

——法律と共に六〇年——

東京書籍(株)刊 六五頁 九八〇円

大西公照

このたび我々の敬愛措くあたわざる横田喜三郎先生が「書かれた法律と生きた法律」という二八五頁大の、「法律と共に六十年」という副題のついた書物をお書き上げになった。

全巻は七篇より成っており、その第I篇が、I、「ロンドン海軍軍縮会議に出席して」で、副題に——書かれた法律と生きた法律——のサブタイトルがついており、これが本書の表題となっている。勿論これは、一九三〇年先生が日本全権代表団の一員としてロンドン海軍軍縮会議に出席された時の、外交官特権についてのご体験をもとに語られたものである。そのことについて先生は次のように書き

始められている。先生がこの書物をお書きになった真意を理解するに、とても重要な部分と思われるので、ここにその部分を掲載すると、『法文に書かれた法律、書物に書かれた法律は、実際に行なわれている生きた法律と、かならずしも同じではない。時として、非常に違うことがある。たいていせつなのは、いうまでもなく、「生きた法律」を知ることであって、「書かれた法律」を覚えることではない。生きた法律は、実際に当ってみないと、わからないことが多い。もう五〇年近くも前のことであるが、わたくしは、ロンドン海軍軍縮会議に出席したときに、はからずも生きた法律に出会った。書かれた法律とあまりに違っているの

に、まったく驚いた。』と仰せられている。またその中で外国旅行中の外交旅券が「すばらしいききめ」を持ったものであると実感され、そのご体験をもとに、一九六一年の「外交関係に関するウィーン条約」との対比を述べられている。

その中に若槻礼次郎と山本五十六、特に五十六についての記述があり、何かヴィヴィドな活写をなされている。また一九三〇年のロンドン海軍制限条約で、横田先生が栗山茂さんに *incapable to navigation* (航海に堪えない) の一語を進言し、条約の中に採用されるくだりあたりがこの章での圧巻となっている。

II篇は「満州事変への抗議」に費されている。

このあたりについては、私は、外戚にあたる小浪博(現工学院大理事、専門学校長)から、彼が工学部学生時代、工学部と法経学部の教室が近かったセイもあり、あの軍国主義華やかなりし頃、横田先生が「わずか、二、三メートル位の鉄道爆発でもってして、何で自衛権の発動になり得るのか」と講演されていたのに聞き入って、いたく感動し、

興奮したという話を耳にタコができる程、戦時中より聞かされており、この本を読み返すことによりまるで走馬燈の絵図をみるように、当時の事情が生々と蘇ってくる気持で読ませて頂いた。後日、先生に私とその真偽の程を確めたところ「ナニ大西君、二、三メートル位ではない。わずか三センチ、九十センチ一寸なのだよ」と力強く仰言っていたが、それがこの章であまるところなく語り出されている。要するに法律を愛すればこそ(II篇三項、八項)なのである。勿論この場合、法律とは国際法を意味する。国際法に対する強い関心と、国際秩序、平和への強い念願がそうさせ、言わせざるを得なかったというクダリは、我々に学問の尊さと、横田先生の人生観のキビシさを垣間みせていただいたような気がする。日独防共協定、浅間丸事件、真珠湾攻撃にも同じ立場が貫かれる。

第三篇は「東京大学の学生運動」についてである。

ここでは法学部に対する先生の強い愛着と、法学部が「法律の教育と研究」にある学部なればこそ、その法律の素養あるが故に、学部内で大した運動とならずにすむのだ

と結ばれている。法律を愛する集団が、そう無茶なことをする筈がないという、先生独自の学生への深い愛情があったればこそである。これをチューリッヒにあるペスタロッチの碑文風に表現させて頂けるならば、「横田先生は真に法学徒を愛せり。然うして真に法学徒を愛するの途は、よくこれに教育するあるを信じたり。この愛情と信念とを持ってよく法律学のために尽ししなり」という風なこともなるのであろうか。

IV篇が「裁判の促進」であり、

最高裁時代にその欠点を痛く感じ、その攻善のために努力された実情が語られている。このことは裁判官と弁護士の方々に責任はあるとしても、行きつくところその待遇改善と司法修習生採用ワクの拡大にあるとされ、大ナタを振われた経緯が津々留々説明されている。現実に先生の時からそのワクが増え始めた。

V篇が「法廷の秩序」についてであり、IV篇が「世界の法の日」、第VII篇が「激変する海洋法」となっている。そのいずれもが「法律によって世界に秩序と平和を」(VI篇四

節)との先生の堅いご信念から出ており、海洋法については、第一海洋法会議から顧問として参画されて、全くの生証人であられるわけであり、その激変して来たサマを、一九三〇年のハーグ国際法典編纂会議出席の爲たちよられた立先生のお言葉なども随所に交えながら、力強く、ある時は全くハギレよく説明、かつ解析なされている。そして「法律は変わるべくして変わる」(VII篇七節)のだが、その激変の理由をたしかめねばならないとされ、その基礎づけを、因って成立している土台の変更に求められている。ケルゼンの純粹法学を初めて日本にご紹介なされたのも先生であり、一寸のスキもない見如なリーガル コロラリーが此処にもうちたてられている。

このあたりのご研究について、高野先生が仄聞されているところでは、小田滋さんと共同で、海洋法について本格的著述を進められているとのことであり、そのお元気なお姿とともに、ご大成が待たれるところである。

先生のご文章は、また美文家のそれに属するもので、嘗て私が、『横田先生のご論文が、「現代の文章」(淡野、岩

淵、釘本編) という新制大学教養学部用の必修課目、国語のテキストに、現代美文家の一人に選ばれ、国際法の論文としてはなく、現代美文家の最右翼に位置するとして、国文学界で、相当度の評価をうけていますが、これは全くもつて先生の天賦の才に帰因するものなのでしょうね』とおそる／＼お伺いをたてたところ、「いやとんでもない。私は文章を作るのに、たとえそれが学術論文であっても、とにかく相手に自分の言う内容がわかって貰えなければ、どうにもならぬので、推敲に推敲を重ねている。時には一個の文章で一晩かかることもある」とのお話しを承り、まことに恐れ入り、ただ／＼無様な質問をしたことを深く恥じ入った経験があるが、この「書かれた法律と生きた法律」にもられているご文章は、そのどこをとってもみても起承転結がハッキリしており、一分のスキもない、まさしく当代現代文のある種の美文調の一典型を形作っているようである。

嘗ってゲーテは *Wer fremde Sprachen nicht kennt, weiß nichts von seiner eigenen (Maximen und Reflexionen)* と喝破し、外国語のわからぬ者に、本国語のわかる

筈がないとして、外国語学習を通じての国語の振興を訴えているが、先生のご文章は、まさに、塊・独人でも難解とする「純粹法学」の翻訳などにお示しになった外国語の日本語への置き換えのご苦勞が、とりもなおさず、ゲーテ流に言えば、この完璧な美文を生んだ原動力にもなっているものとみても差し支えないと思う。

先生はいつか『僕が一番嬉しかったのは、大学の学部長になったり、裁判所の長官になったりした時ではない。そんなものは年廻りで自然になっただけのことである。先日、「君の長年の学問を尊び、それに励んだために与える」として、文化功労章を頂いた時は、本当に嬉しかった。長い間学問に励んだ者として、その努力に対して与えられたのである。学問に精進するものとしてこんな生き甲斐を感じたことはない』と語られたことを覚えている。

本当に学問を愛されている先生である。いよ／＼その好きな学問でいつまでもお元氣にご活躍なされることを祈りたい念で一杯である。